６又は７	20
無格付	15
債務不履行状態	20

（不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額）

第百二十六条　第百二十四条第二号に掲げる不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額は、次の算式を用いて算出する。

$$AC^{RE} = \sum_{E_i^{RE} > 3\% \times IA となるi} 25\% \times (E_i^{RE} - 3\% \times IA)$$

AC^{RE}は、不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額

E_i^{RE}は、不動産グループiに対する不動産エクスポージャーの額

IAは、保険事業に係る投資資産の額

２　前項の不動産グループについて、複数の不動産が互いに近接する（250メートル以内に存在する場合をいう。）場合には、同一の不動産グループに属するものとする。

３　第一項の不動産エクスポージャーの額は、直接的に保有する不動産及び間接的に保有する不動産（不動産ファンドを含む。）を含めるものとする。ただし、特別勘定等の資産、資産運用に伴うリスクが完全に保険契約者に転嫁されている保険契約に係る資産及び信用保険に係るエクスポージャーを除外するものとする。

４　第一項の保険事業に係る投資資産の額は、保険事業に係る次の各号に掲げるもの（特別勘定等に属するものを除く。）の額の合計額とする。

一　現金及び預貯金

二　コールローン

三　買現先勘定

四　債券貸借取引支払保証金

五　買入金銭債権

六　商品有価証券

七　金銭の信託

八　有価証券

九　貸付金

十　有形固定資産のうち投資その他これに類する行為に係るもの

十一　貸倒引当金のうち投資その他これに類する行為に係るもの

十二　投資損失引当金

十三　その他の資産のうち投資その他これに類する行為に係るもの

第八款　市場リスクの統合

（市場リスクの統合）

第百二十七条　第百一条における統合方法は、同条第一号から第六号までに掲げる額を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める相関係数により統合することをいう。

一　第百十二条に規定するスプレッドリスクの額において、上昇ストレスに基づき計算されたリスクの額が、下降ストレスに基づき計算されたリスクの額以上の場合　次の表に定める区分に応じ、同表に定める相関係数

	金利リスクの額	スプレッドリスクの額	株式リスクの額	不動産リスクの額	為替リスクの額	資産集中リスクの額
金利リスクの額	1.00	0.25	0.25	0.25	0.25	0.00
スプレッドリスクの額	0.25	1.00	0.75	0.50	0.25	0.00
株式リスクの額	0.25	0.75	1.00	0.50	0.25	0.00
不動産リスクの額	0.25	0.50	0.50	1.00	0.25	0.00
為替リスクの額	0.25	0.25	0.25	0.25	1.00	0.00
資産集中リスクの額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

二　前号以外の場合　次の表に定める区分に応じ、同表に定める相関係数

	金利リスクの額	スプレッドリスクの額	株式リスクの額	不動産リスクの額	為替リスクの額	資産集中リスクの額
金利リスクの額	1.00	0.25	0.25	0.25	0.25	0.00
スプレッドリスクの額	0.25	1.00	0.00	0.00	0.25	0.00
株式リスクの額	0.25	0.00	1.00	0.50	0.25	0.00
不動産リス	0.25	0.00	0.50	1.00	0.25	0.00